米の生産数量目標に関する専門部会 設置要領

第1 趣 旨

平成23~25年産米の市町村別生産数量目標の配分に当たっては、市町村間の転作率較差を1/2に縮小する取組を行ってきた。

平成26年産米以降の配分については、再度検討することとなっていることから、改めて「秋田県農業再生協議会」(以下「県協議会」という。)において協議し、県の定める 算定方針案に反映させていく必要がある。

このため、県協議会に「米の生産数量目標に関する専門部会」(以下「専門部会」という。)を設置し、平成26年産米以降の配分の考え方等について検討する。

第2 取組事項

専門部会は、次の事項について検討や情報交換等を行い、県協議会に報告する。

- (1) 平成26年産米以降の生産数量目標の配分の考え方について
- (2) その他必要な事項について

第3構成

専門部会は、次に掲げる者により構成する。なお、部会員が出席できないときは、これに代わる者を出席させることができる。

- (1) 各地域農業再生協議会
- (2) 秋田県農業協同組合中央会
- (3)全国農業協同組合連合会秋田県本部
- (4) 秋田県主食集荷商業協同組合
- (5) 秋田県
- 2 部会長は、県協議会幹事長を充てる。

第4 事務局

事務局は、秋田県農林水産部水田総合利用課に置く。

第5 その他

本要領に定めるもののほかに必要な事項については、県協議会長が別に定める。

(附 則)

本要領は、平成25年4月15日から施行する。

本要領は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。